

平成 30 年度（平成 31 年度採用予定）

豊橋市外国人相談員（非常勤嘱託員）採用試験要綱

1 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

職 種	採用予定人員	応募資格等
外国人相談員	1名	・パソコン操作に習熟した方 ・普通運転免許所持者 ・日本語、ポルトガル語が出来る方(外国人は日本語能力試験 N2 程度以上の方) ・多文化共生に関心と理解がある方

[注]1 年齢、学歴及び国籍は問いません。

2 障害者の方の受験も可能です。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は採用されません

○ 以下はその内容です。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない方について

○ 就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書に虚偽の記載があった場合について

○ 申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

2 勤務条件

業務内容	主な勤務時間等	勤務場所	報酬月額
日系南米人等の生活相談、通訳・翻訳業務 等	週31時間程度 午前 9:00～午後 4:00(ただし週のうち1日のみ午後 5:00 まで) 土日祝休み(ただしイベント等による土日祝の出勤あり)	市役所多文化共生・国際課	241,600円

※上記、勤務時間や報酬月額は、平成 30 年度における内容であり、平成 31 年度については、社会情勢等により変更することがあります。なお、通勤手当等の手当の支給及び定期昇給制度はありません。

※採用された場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険に加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。

※嘱託期間については、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間で、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、更新する可能性があります。

3 2次試験日、試験内容、試験会場等

試験日	試験内容	試験会場	結果通知(予定)
平成31年3月3日(日)	・個人面接(通訳試験含む) ・筆記(翻訳)試験	豊橋市役所 東館8階 82会議室(予定)	3月中旬

※試験内容、試験会場などは申込人数により変更する場合があります。

※本試験は2次試験であり、申込時に提出いただいた小論文(1次試験)の審査により、合格した方が対象です。

※試験の時間は、合格者あて別途お知らせします。

4 試験結果の開示請求について

豊橋市個人情報保護条例に基づき、口頭で試験結果の開示を請求することができます。

電話等では開示できませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接豊橋市役所市民協創部多文化共生・国際課にお越しください。

開示の内容	口頭で開示請求できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1月間

5 受験手続

受験申込	郵送	提出書類に必要事項を記入のうえ、「外国人相談員採用試験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市役所 市民協創部 多文化共生・国際課宛に郵送してください。平成31年2月1日(金)から平成31年2月15日(金)(必着)まで。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。また諸事情により、郵送に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って投函してください。
	持参	提出書類に必要事項を記入のうえ、多文化共生・国際課(市役所東館 11 階)まで持参してください。受付期間は、平成31年2月1日(金)から平成31年2月15日(金)まで(土・日、祝日は除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。代理の方による持参も可能です。
申込時の提出書類	郵送・持参	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書 ・写真(最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向き(横3cm×縦4cm)のものを履歴書に貼付) ・封筒(長形3号)1通。(82円切手をあらかじめ貼付。試験の日時等の連絡に使用しますので送付を希望する宛先を明記してください。) ・小論文「これからの多文化共生に求められること」(自筆日本文800字程度) ※小論文は1次試験となります。 ・外国人については、在留資格等を証明できるものの写し(在留カード等)

6 その他

(1)申込受付後は、履歴書、写真及び採用試験途中に提出された書類等一切の書類はお返しいたしません。(他の用途には使用しません。)

(2)関係書類が整っていない場合及び受付期限後は受け付けません。

(3)採用は、原則として平成31年4月1日を予定しています。

(4)問い合わせ先 豊橋市役所 市民協創部 多文化共生・国際課
 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
 電話:0532-51-2007 FAX:0532-56-2110
 E-mail:kyoseikokusai@city.toyohashi.lg.jp

会場：豊橋市役所
東館8階 82会議室

